猪名川町成年被後見人等送付先住所（登録・変更・廃止届）

（宛先）猪名川町長

猪名川町から本人（成年被後見人等）宛に送付される通知書等は、成年後見人等宛に送付するよう届け出るとともに、関係課で情報を共有することに同意します。

また、本人が被保佐人又は被補助人である場合は、この登録届の提出及び前述の情報共有について、本人の同意を得ていることを申し添えます。なお、送付先登録に伴う一切の責任については、申請者（成年後見人等）が負い、添付書類の記載内容については、現在も相違ありません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出日 | 年　　　月　　　日 | |
| 本人(成年被後見人等) | | |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  | 生年月日 |
| 氏　名 |  | 年　　　月　　　日 |
| 住　所 | 〒　　　　— | |
| 電話番号 | （　　　　　　　　） | |
| 申請者(成年後見人等) | | |
| 本人との関係 | □　成年後見人　□　保佐人　□　補助人　□　任意後見人 | |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  | |
| 氏　名 |  | |
| 送付先住所 | 〒　　　　— | |
| 電話番号 | （　　　　　　　　） | |

【添付書類】

□①「登記事項証明書・代理行為目録（保佐、補助、任意後見の場合）の写し」又は「審判書謄本・審判確定証明書の写し」※登記事項証明書等は、最新のもの（現在の状況と相違ないもの）

□②「申請者の身分証明書の写し」（運転免許証、パスポート等）

【注意事項】

⑴　届出をしても、年齢未到達等の理由により届出時点でその業務に該当しなかった場合は、送付先が変更されないことがあります。その場合は、該当した時点で改めて届出をお願いします。

⑵　住民票や税証明等の交付申請や各種申告については、それぞれの担当課でその都度手続をする必要があります。

⑶　届出した日から、実際に送付先の変更が完了するまでに数日かかることがあります。また、届出日時点で、発送準備が整っている通知書等については、変更前住所に届くことがありますので、御了承ください。

⑷　郵便物の宛名に本人（被後見人等）の氏名を記載する場合もありますので御了承ください。

（変更・廃止の場合は、裏面も記入してください。）

□　変　更  
変更後の内容を表面に記載してください。変更前の内容のみ以下に記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本人(成年被後見人等) | | |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  | 生年月日 |
| 氏　名 |  | 年　　　月　　　日 |
| 住　所 | 〒　　　　— | |
| 電話番号 | （　　　　　　　　） | |
| 申請者(成年後見人等) | | |
| 本人との関係 | □　成年後見人　□　保佐人　□　補助人　□　任意後見人 | |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  | |
| 氏　名 |  | |
| 送付先住所 | 〒　　　　— | |
| 電話番号 | （　　　　　　　　） | |

□　廃止

|  |
| --- |
| * 本人死亡のため * 転出のため * その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

提出先：猪名川町生活部福祉課